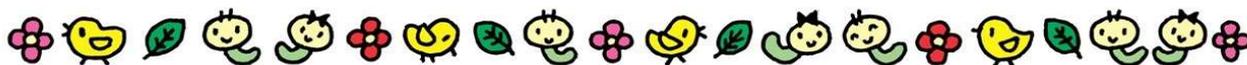




令和8年度 宇部市

保育所利用案内

(認可保育所、認定こども園保育所部分、小規模保育事業所)



目次

1	クラス年齢.....	1
2	保育施設.....	2
3	入所要件及び必要書類.....	2
4	保育の必要性の認定(教育・保育給付認定).....	3
5	保育認定の有効期間及び入所期間.....	3
6	保育必要量(保育時間).....	4
7	入所までの流れ.....	5
8	兄弟姉妹の予約入所.....	7
9	市外の保育施設の利用を希望する場合.....	8
10	市外の方が宇部市内の保育施設の利用を希望する場合.....	8
11	転所.....	9
12	障害・アレルギーなど特別な配慮を要する場合.....	9
13	利用者負担額(保育料).....	10
14	在所中の留意事項.....	12
15	保育必要量の変更時期.....	15
16	医療的ケア児.....	15
17	病児・病後児保育、休日保育.....	16
18	お問い合わせ先.....	16

1 クラス年齢

保育所のクラス年齢は、令和8年4月1日時点の年齢となります。

クラス年齢	生年月日
0歳児	令和7年4月2日以降生まれ
1歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日
2歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日
3歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
4歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
5歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日

2 保育施設



◆ 保育所(保育園)

保護者が仕事や病気などの理由で、保育を必要とする場合に、ご家族の方に代わって、保育することを目的とした児童福祉施設です。

◆ 認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、幼稚園機能部分では、満3歳から小学校就学前までの子どもの教育を行い、保育所機能部分では、保育を必要とする場合に、ご家族の方に代わって、0歳から小学校就学前までの子どもを保育することを目的とした施設です。

◆ 地域型保育施設(小規模保育事業所)

保護者が仕事や病気などの理由で、保育を必要とする場合に、ご家族の方に代わって、保育することを目的とし、0歳児から2歳児までの子どもを対象とした児童福祉施設です。

3 入所要件及び必要書類



保育所等の利用を希望する場合は、「保育の必要な事由(保育要件)」に該当し、教育・保育給付認定を受ける必要があります。就労等により、月52時間以上家庭保育ができない場合や妊娠・出産、疾病等により、保育を必要とする場合に保育が必要であると認定します。育児休業中で入所時に職場復帰を伴わない場合、新規入所はできません。必要書類は全て、宇部市が定める様式とします。

※ 申込時点で復帰時の就労条件が決まっていない等の理由により、就労証明書に記載されている仮の就労条件を下回って就労する場合、選考結果が変わる可能性があります。(派遣社員での職場復帰等)

保育の必要な事由(保育要件)		必要書類
就労	自宅(内)外での就労	①就労証明書 ②自営業を証明する書類(経営中心者の場合) 例)直近の確定申告書(写) 開業間もない場合は個人事業開業届(写)等
妊娠・出産	出産前後(産前8週間～産後8週間)	親子(母子)健康手帳(保護者名と分娩予定日が分かるページ)の写し等
疾病・負傷・障害	病気や負傷、心身の障害	①疾病・介護・看護等申立書 ②障害者手帳の写し又は保育の必要性が明記された診断書等
病人等の介護	長期にわたり病気の状態にあるか心身の障害のある同居親族を常時介護する場合	①疾病・介護・看護等申立書 ②介護保険証の写し又は診断書等
被災・災害復旧	震災、風水害、火災等の復旧にあたってため、児童の保育を必要とする場合	①申立書 ②その他必要書類
就学	専門学校や大学に在学中、または職業訓練等の受講	① 在学証明書 ② 就学時間確認書類
求職活動	継続的な求職活動(起業準備含む)	求職活動状況報告書等

保育の必要な事由(保育要件)		必要書類
虐待やDVの恐れがある	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 児童に対する虐待やDV、ネグレクトにより家庭保育を続けることが望ましくない場合 ◆ 配偶者からの暴力により、家庭保育が困難であると認められる場合 	①申立書 ②関係機関からの意見書
その他	市長が特別な事情があると認める場合	申立書等

4 保育の必要性の認定(教育・保育給付認定)



幼稚園や保育所を利用する子どもについて、3つの認定区分を設定しています。このうち、保育施設を希望される場合には、保育の必要性があると認められる2号・3号認定(保育認定)のいずれかを受けると共に、入所の申込みが必要となります。

※ 認定こども園には、保育所機能部分の2号・3号認定(教育・保育給付認定)と幼稚園機能部分の1号認定(教育・保育給付認定)があります。市で選考を行うのは2号・3号認定です。

新2号・新3号認定(施設等利用給付認定)とは異なりますので、ご注意ください。

未就学児の年齢	満3歳以上		満3歳未満
認定区分	1号認定	2号認定(保育認定)	3号認定(保育認定)
保育必要量 (保育の必要な時間)	教育標準時間	保育標準時間(11時間) 保育短時間(8時間)	保育標準時間(11時間) 保育短時間(8時間)
施設利用区分	教育利用	保育利用	
保育の必要性	なし	あり	
対象施設等	認定こども園 幼稚園(新制度移行済)	認可保育所 認定こども園	認可保育所 認定こども園 地域型保育施設(小規模保育事業所)
利用者負担額 (保育料)	無償化	【3～5歳児クラス】 無償化	【0～2歳児クラス】 「利用者負担額表」参照

5 保育認定の有効期間及び在所期間



5.1 入所日

入所は、原則、月の初日です。ただし、産前産後での申込みで産前8週間前から利用する場合は例外として月途中の入所を承諾します。

<育児休業明け又は新規就労に合わせて入所する場合>

入所月の翌月1日までに就労開始(職場復帰)することが必要です。

期限までに就労開始(職場復帰)できない場合、内定の取消や退所となります。

【利用例】

・育児休業からの復帰日(新規就労開始日)が5月25日

→ 5月1日から入所可能

5.2 有効期間及び在所期間

認定区分	認定区分による有効期間(※)
2号認定(満3歳以上)	原則、小学校就学前まで
3号認定(満3歳未満)	原則、満3歳に達する日の前日まで(3歳の誕生日の前々日まで)

※保育要件に変更がない年齢による3号認定から2号認定の変更は、自動で更新となります。

在所期間は、原則として保育認定の有効期間と同一となります。ただし、以下の保育要件の場合は在所期間が制限されます。

保育要件	在所可能期間
妊娠・出産	産後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで (妊娠・出産の事由で入所された場合は、必ず退所となります。)
求職活動	2か月間(最大3か月間※)※同一年度内通算 (就労等により、再度保育認定を受ければ継続可能)
その他(期間の制限のある要件で認定を受けた場合)	保育の必要な事由がある期間の月の末日まで

- ※ 就労等の保育要件で在所中の方が、出産を経て育児休業を取得する場合は、最長1年間の継続在所が可能です。詳細は「14 在所中の留意事項」の「育児休業中の継続在所」(14ページ)をご確認ください。
- ※ 求職活動認定は同一年度内通算最長3か月間ですが、年度をまたぐ場合についても、連続して3か月を超える認定はできません。また、求職活動から就労を伴わない認定(職業訓練での就学、産前産後)になった場合、求職活動期間は従前の求職活動による認定期間を合わせた期間となります。なお、就労を伴わない認定により年度をまたいだ場合も前年度の求職活動期間を合わせて算出します。
- ※ 以下のケースでは、保育必要事由の認定変更による継続在所はできません。再選考の申込となります。
 - ◆ 育児休業認定から復職をせずに求職活動認定へ変更(復職先の倒産等除く)。
 - ◆ 新規入所時に求職活動認定で入所し、一度も就労認定を満たさないまま妊娠・出産認定に変更。

6 保育必要量(保育時間)



保育認定においては、保育要件とともに保育必要量(保育の必要な時間)の認定を行います。保育必要量は、保育標準時間(11時間)と保育短時間(8時間)に分かれます。宇部市では、以下のとおり保育要件を確認し、保育時間を決定します。

保育要件		保育必要量
就労・就学	月120時間以上の場合	標準時間(短時間利用も可能)
	月52時間以上120時間未満の場合	短時間
妊娠・出産		標準時間(短時間利用も可能)
疾病・負傷・障害		標準時間(短時間利用も可能)

保育要件		保育必要量
病人等の介護	月 120 時間以上の場合	標準時間(短時間利用も可能)
	月 52 時間以上 120 時間未満の場合	短時間
家庭の災害		標準時間(短時間利用も可能)
虐待やDVの恐れがある		標準時間(短時間利用も可能)
求職活動		短時間
育児休業中の継続入所		短時間
その他		標準時間 (事情により短時間となる場合もあり)

※標準時間の認定を受けるためには父母のいずれもが、標準時間の要件を満たす必要があります。就労等の時間が短時間認定となる場合であっても、次のケースに該当する場合は、標準時間の認定を受けることができます。

【ケース1】

就労日には常時、保育短時間の時間(8 時間)を上回る就労がある場合

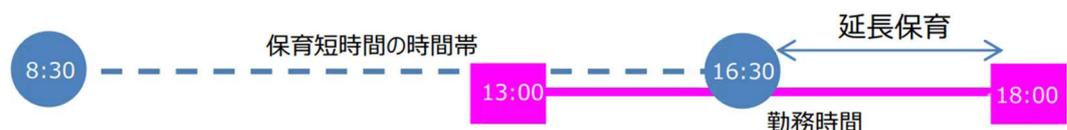
例:1 日 8 時間勤務で、1 か月に 10 日勤務している場合

【ケース2】

勤務時間帯が常に保育短時間の時間帯を超えてしまう場合

例: 保育所の保育短時間の時間帯が8時半から 16 時半と仮定した場合、

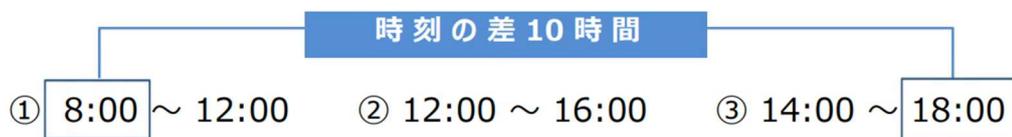
1 日 5 時間勤務であるが、勤務時間帯が 13 時から 18 時まで



【ケース3】

シフト制の勤務体系などにより、1 か月の中で保育を利用する時間帯がまちまちで、主としている勤務時間のうち最も早い勤務開始時刻と最も遅い勤務終了時刻の差が 8 時間以上ある場合

例: 勤務体系が①～③のシフト制の場合



7 入所までの流れ



入所希望月の期間内に申込みをしていただき、市で利用調整を行います。申込段階で通園可能な施設を希望順にご記入いただくため、事前に施設見学することをお勧めします。



7.1 施設見学(任意)

- ✓ 利用調整により第1希望の施設に通えるとは限りませんので、複数の施設を見学してください。
- ✓ 見学については施設に直接お問い合わせください。
- ✓ 施設までの送迎ルート、所要時間等もご確認ください。
- ✓ 可能な限りお子様と一緒に見学に行ってください。
- ✓ 特別な配慮を要するお子様の入所を希望する場合は、「12 障害・アレルギーなど特別な配慮を要する場合」(9ページ)をご確認ください。

7.2 利用申込

入所希望月		受付期間(期間外の受付不可)	結果通知
4月入所	1次選考	令和7年10月20日(月)～11月7日(金)	令和7年12月下旬
	2次選考	令和7年11月10日(月)～令和8年1月30日(金)	令和8年2月中旬
	最終選考	令和8年2月2日(月)～2月27日(金)	令和8年3月中旬
年度途中(新規)		入所希望月の前々月初日～入所希望月の前月初日 例: 令和8年8月1日入所希望の場合 令和8年6月1日～7月1日の間に受付可能	入所希望月の 前月15日前後
兄弟姉妹の予約入所		令和7年10月20日(月)～11月7日(金) ※期間内に在所中の施設に提出 詳細は、「兄弟姉妹の予約入所」欄を参照	入所希望月の 前月15日前後

- ※ 4月入所を希望の方で、求職活動事由(ひとり親や生計中心者の失業の場合を除く。)の申込は、最終選考での受付・選考となります。各受付期間内で就労が決まった場合、お早めにお申込みください。
- ※ 必要書類不足の場合は選考対象になりませんので、必ず期間内に全ての必要書類をご提出ください。
- ※ 各月の入所選考後、定員に余裕がある施設については、受付順に入所案内を行うことがあります(求職活動事由による申込を除く)。詳しくは、市役所保育幼稚園課にお問い合わせください。
- ※ 2次・最終選考の前に、繰上選考を行います。詳細は内定通知もしくは保留通知にてお知らせします。

提出書類

- ① 子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書
- ② 重要事項確認票
- ③ 該当する必要書類

(各保育所、市役所保育幼稚園課で配布。宇部市ウェブサイトからもダウンロードできます。)



保育所関係様式

(宇部市ウェブサイト)

申込

各申込期間内に必着となるよう日数に余裕をもって手続きをしてください。

- ◆ 持参
市役所 保育幼稚園課(本庁舎1階11番窓口)
- ◆ 郵送
〒755-8601
宇部市常盤町一丁目7番1号 宇部市役所 保育幼稚園課
- ◆ オンライン申込



令和8年度保育所の入所
(宇部市ウェブサイト)

マイナンバーカードとカードに対応するICカードリーダー又はスマートフォンが必要です。
宇部市ウェブサイト「令和8年度保育所の入所」の「オンライン申込」から申込みしてください。

7.3 利用調整

希望施設の入所希望人数が受入可能な定員を超える場合、各世帯の状況や就労等の状況から、保育の必要性を考慮した上で、優先順位を決定します。選考方法の詳細は、宇部市ウェブサイト「令和 8 年度保育所の入所」にある「宇部市保育の実施選考基準表」をご確認ください。

7.4 選考結果の通知

ケース	連絡方法
希望されたいずれかの施設に決定した場合	4 月入所…文書にて通知 5 月以降…電話にて連絡
希望施設への調整が難しく、かつ、申込書にそれ以外の施設を <u>希望する</u> 旨を意思表示されている場合	入所可能施設有り…電話にて調整 入所可能施設無し…文書にて通知
希望施設への調整が難しく、かつ、申込書にそれ以外の施設を <u>希望しない</u> 旨を意思表示されている場合	文書にて通知

7.5 面談

入所が内定した場合は、原則として利用開始前に施設の面談を受けてください。

7.6 利用開始

各施設の重要事項説明書等を確認し、適正に保育施設をご利用ください。

8 兄弟姉妹の予約入所



兄弟姉妹が在所している施設に入所を希望する場合、優先的に選考が受けられる予約入所制度があります。この制度は、希望する施設が受入れ可能な状況であり、施設が指定する日までに入所する場合のみ利用できます。

令和 8 年度中に兄弟姉妹の入所を希望する場合は、在所する施設の予約入所の条件を事前によくご確認ください。ただし、**1 次選考の受付期間内に在所中の施設**に必要な書類を提出してください。1 次選考受付期間後に希望する場合は可能な限り早く施設に相談してください。

8.1 利用例

- ◆ 別々の施設に通う兄弟を 4 月から同じ施設に通わせたい。兄が通っている施設に弟を転所させたい。
- ◆ 母が育休中で、育休継続在所中の姉が通っている施設に、母の職場復帰に合わせて妹を入所させたい。

8.2 注意事項

- ◆ 予約入所は兄弟姉妹の入所枠を事前に確保するための制度ではありますが、入所の決定は入所希望月の前月中旬となります。施設の状況によっては入所が認められないことがあります。
- ◆ 管外入所(市外からの入所)は予約対象外です。
- ◆ 正当な理由なく利用者負担額(保育料)を滞納している場合は予約対象外です。

◆ 兄弟姉妹が同施設に通っていても予約対象外となる場合があります。

1号認定、新1号認定は予約入所対象にならない場合があります。

例1) 年長の児童が通っている施設に翌年度入所する場合は、予約入所対象外です。

(入所時には年長の児童が卒園しているため)

例2) 1号認定のみ持っており、非課税要件以外で新3号認定に該当しない場合は、予約入所対象外です。但し、加点対象となります。

※新3号認定は、保育の必要性があり、住民税が非課税のクラス年齢2歳児以下が該当します。



兄弟姉妹が在所している施設への入所
(宇部市ウェブサイト)

9 市外の保育施設利用を希望する場合



宇部市に在住している方が、宇部市外の保育施設の利用を希望する場合は受付期間が異なりますので、当該自治体に申込条件や必要書類を事前にご確認いただき、申請先の自治体が定める締切の1週間前までに、宇部市保育幼稚園課に提出してください。

入所時までに希望する保育施設が所在する自治体に転出予定の場合は、直接申込が可能な場合もありますので、当該自治体に事前にご確認ください。

市外の保育施設を希望している場合、当該自治体の選考方法に従うため、市外在住者の優先順位が低くなる場合があります。市外の保育施設が保留となったのちに、市内の保育施設を検討する場合は、その時点で入所可能な保育施設をご案内することになりますので、ご了承ください。

10 市外の方が宇部市内の保育施設利用を希望する場合

10.1 宇部市に転入予定の方

申請時点で宇部市外に在住している方が、入所希望日の前月末までに宇部市に転入する予定の場合は宇部市民と同様に宇部市に直接申請することができます。ただし、入所希望日の前月末までに転入手続をとられていない場合は入所が決定していても取消しとなりますのでご注意ください。

転入日が確定していない場合は、「宇部市に転入予定がない方」と同様の手続きにより申請してください。

10.2 宇部市に転入予定がない方

申請時点で宇部市外に在住している方で、入所希望日の前月末までに宇部市に転入予定がない場合は、お住まいの自治体を通じて申請をしてください。

申請が可能な方は次の条件のいずれかに該当する場合となります。

- ① 父母のいずれかの就労先が宇部市内の事業所であること
- ② 産前産後の里帰り出産(里帰り先が宇部市内)に伴う利用であること

なお、公立保育所は②の場合のみ利用することができます。

11 転所



現在、認可保育所、認定こども園(保育部分)、地域型保育施設を利用している方で転所を希望する場合は、必要書類を市役所保育幼稚園課に提出してください。

※保育要件が産前産後や育児休業の期間は、転所の申し込みはできません。

11.1 必要書類

- ① 子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育所入所申込書(転所)
- ② 重要事項確認票

※現況届必要書類及び保育要件の必要書類は在所中の施設に提出してください。

11.2 令和8年4月から転所を希望する場合

現況届	在所可能期間	選考時期等
継続を優先して転所希望を選択した場合	転所が決まらない場合は、令和8年4月以降も在所可能	最終選考の受付期間内に必要書類を提出してください。最終選考終了後、希望する施設に転所可能な場合のみ転所が決定します。
退所して転所希望を選択した場合	令和8年3月31日で退所	新規申込者と同様の取扱いとなります。受付期間内に必要書類を提出してください。

11.3 令和8年5月以降に転所を希望する場合

希望内容	在所可能期間	選考時期等
在所中の施設に <u>継続</u> して在所しながら転所を希望する場合	転所が決まらない場合、翌月以降も在所可能	毎月の新規入所者選考後、希望する施設に転所可能な場合のみ転所が決定します。
<u>退所届</u> を提出して転所を希望する場合	転所希望月の前月末で退所	新規申込者と同様の取扱いとなります。

年度途中に転所を希望される場合は、転所を希望する月の前月初日までに必要書類を提出してください。退所届の提出をせずに転所を希望する場合、結果は、希望施設への転所が決定した場合のみ前月20日までにお電話でご連絡させていただきます。

※在所中の施設を退所する場合は、新規選考扱いとなるため、転所できる可能性は高まりますが、希望の施設に転所できるとは限りません。仮に転所できない場合でも、在所中の施設を継続することができません。(新規選考で再度、在所中の施設に決定した場合を除く。)転所希望の申込みをされる場合は、リスク等を十分考慮いただいた上で、申込みしてください。



12 障害・アレルギーなど特別な配慮を要する場合

障害やアレルギーなどにより、特別な配慮を要するお子様の入所を希望する場合は、事前にお子様と一緒に保育施設を見学し、障害やアレルギー(程度、アナフィラキシーショックの有無)について、配慮を要することなどをお伝えください。

保育施設では、お子様の発達状況や個性を踏まえながら保育していますが、集団保育が困難な場合や保育施設側で対応が難しい場合は入所をお断りする場合があります。お子様の安全のためご理解ください。

※保育施設の見学前に医療機関等で、集団保育の可否をご確認ください。医療的ケアを必要とするお子様については「16 医療的ケア児」(15 ページ)をご確認ください。

13 利用者負担額(保育料)



利用者負担額は、保育所に入所している児童と同一世帯に属して生計を一にしている(※1)扶養義務者(原則父母)の市民税額によって決定されます。ただし、父母以外の方が家計の主宰者(※2)となっている場合には、その方の市民税額によって決定されます。なお、寄附金税額控除や住宅借入金等特別控除などは適用されません。

利用者負担額の適用期間(※3)については、下記の図でご確認ください。3歳から5歳児クラスまでの子ども及び0歳から2歳児クラスまでの子どもで市民税非課税世帯又は同一生計内第2子以降については、利用者負担額が**無料**です。ただし、利用者負担額とは別に施設に直接支払う費用(制服、日用品費、主食費、副食費等)がありますので、詳しくは保育所にお問い合わせください。

13.1 「同一世帯に属して生計を一にしている」とは?(※1)

世帯分離している、していないに関わらず、同一住所にて同居していることをいいます。

なお、生計を別にしていることが明確な場合は同一世帯ではありません。

※父母の一方が単身赴任をされている場合は別々の住所でも同一世帯となります。

13.2 「家計の主宰者」の認定(※2)

- ◆ 保育所入所児の父母の前年分収入合算額が103万円を超える場合
父母のみの収入で生計が成り立つと判断されるので、家計の主宰者は父母となります。
- ◆ 保育所入所児の父母の前年分収入合算額が103万円以下の場合
家計の主宰者は同居している扶養義務者(祖父母等)となります。

13.3 利用者負担額の適用期間(※3)



※ 利用者負担額の詳細は「利用者負担額表」をご確認ください。算定年齢は令和8年4月1日時点です。

※ 年度途中で満3歳をむかえても、年度末までは利用者負担額がかかります。

13.4 利用者負担額(保育料)の決定額

実際にご負担いただく利用者負担額については、入所承諾通知書や利用者負担額決定通知書により金額をご確認ください。なお、保育必要量の変更や税更正等により、利用者負担額の変更が生じる場合は、利用者負担額変更通知書等によりお知らせします。

月途中に入所する場合は、最初の月は日割りでご負担いただきます。

- ※ 利用者負担額の概算算出方法は宇部市ウェブサイトに掲載しています。
- ※ 更正の請求による税額の変更決定(減額決定)があった場合には、市民税額の変更決定日の翌月以降の利用者負担額を変更します。なお、手続きは市民税課の窓口で行うようお願いします。
- ※ 修正申告による税額の変更決定(増額決定)があった場合には、当該年度の市民税額が適用される時点まで遡及して利用者負担額を変更します。ただし、遡及対応の限度は市民税額の変更決定日と同一年度内限りとし、過年度の利用者負担額は変更しません。



利用者負担額
(宇部市ウェブサイト)

13.5 利用者負担額(保育料)の軽減及び減免

次の①から③に該当する場合は、利用者負担額軽減措置が適用されます。

また、④に該当する場合は、利用者負担額が減免されることがあります。

なお、申請のあった日の属する翌月分から適用されます。

① ひとり親世帯

ひとり親世帯(事実婚、離婚調停中等は除く)で世帯の市民税の所得割額が 77,101 円未満の場合、利用者負担額の減額措置が適用されます。

② 在宅障害児(者)のいる世帯

同居の在宅障害者(者)がいる場合で世帯の市民税の所得割額が 77,101 円未満の場合、利用者負担額の減額措置が適用されます。同居の在宅障害者(者)がいる場合は、障害者手帳の写しを提出してください。

③ 多子世帯

保育所に入所されている児童の兄弟が、同時期に次の施設等を利用されている場合、利用者負担額が軽減される場合があります。適用を受けるためには、「兄弟の幼稚園等の利用確認について」を提出してください。

幼稚園(※)、認定こども園(※)、地域型保育事業実施施設(※)、企業主導型保育施設、特別支援学校幼稚園部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通所部、児童心理治療施設通所部、児童デイサービス

※ 申請時点で児童の兄弟が幼稚園、認定こども園、地域型保育施設を利用中の場合は、確認書の提出は不要です。なお、認可外保育施設や幼稚園のプレスクール等は対象外となります。

④ その他、宇部市が実施する減免制度

次に掲げる要件に該当する場合、申請により利用者負担額が減免される場合があります。詳しくは、市役所保育幼稚園課までお問い合わせください。

- ✓ 会社都合による失業等で大幅な収入の減少があった場合
- ✓ 事故、病気、災害等により大幅な収入の減少があった世帯
- ✓ 疾病により家計負担が増大した世帯
- ✓ 離婚調停中で配偶者と別居している場合
- ✓ 令和 7 年、令和 8 年中にひとり親世帯となった場合 等

13.6 第2子以降の利用者負担額の無償化

令和 6 年 9 月から、同一生計内第2子以降の利用者負担額は、第1子の年齢や所得に関わらず無償となりました。

13.7 利用者負担額(保育料)の納付

原則、口座振替での納付となります。入所が決定した方は、各金融機関に備付けの口座振替依頼書に必要事項を記入の上、金融機関の窓口にて手続きをしてください。

保育所は、国・山口県・宇部市の負担(税金)と保護者の納付する利用者負担額により運営されます。毎月納期限内に納付をお願いします。

- ※ 口座振替は、毎月月末(月末が休日の場合は翌営業日)です。
- ※ 在所中は出欠にかかわらず、利用月ごとに利用者負担額全額を納付する必要があります。
- ※ 利用者負担額は夫婦間の日常家事債務となり、父母ともに納付義務があります。
- ※ 納期限を過ぎ督促状が発送された場合は、督促手数料(100円)が発生します。
- ※ 滞納が続いた場合は、児童手当からの特別徴収や財産の差押などの滞納処分を行います。

14 在所中の留意事項



14.1 就労状況や家族状況等の変更に伴う必要書類

就労や家族状況等の変更があった際には、市役所保育幼稚園課又は在所施設に、速やかに届出をお願いします。変更事項に応じて、下表の必要書類を提出してください。

なお、認定の変更は原則として、翌月からの適用となります。

以下のような虚偽や不正により、保育所等を利用していることが判明した場合は、退所いただくとともに、法律の規定に基づき、保育所等で保育をするために必要な費用を徴収することがあります。

- ◆ 退職後もその事実を隠して在所した場合や事実と異なる虚偽の就労証明書を提出して不当に保育所等を利用していることが判明した場合
- ◆ 保育要件(保育を必要とする事由)に変更があったにも関わらず、必要な手続きをせず不当に保育所等を利用した場合
- ◆ 保育要件がなくなった(ない)にも関わらず不当に保育所等を利用した場合

変更事項	提出書類	提出期限	備考
退職	求職活動状況報告書	退職日が決定次第随時 (退職日の属する月内)	退職日が決定した場合は速やかに報告してください(原則として事前に届出をお願いします)。有給休暇の消化は含まず、 <u>最終出勤日の属する月までが就労認定となります。</u>
就職	就労証明書	随時(決定後速やかに)	
就労条件 変更	就労証明書	随時(決定後速やかに)	就労時間の増減、勤務時間帯の変更、転勤、勤務先の増減(ダブルワーク)※ダブルワークの場合、両方の就労証明書の提出が必要です
転職	①就労証明書 ②求職活動状況報告書	随時(決定後速やかに)	前勤務先の最終出勤日確認のため、求職活動状況報告書の提出も必要です。

変更事項	提出書類	提出期限	備考
休職	①疾病、看護、介護等 申立書 ②障害者手帳の写し又は 保育の必要性が 明記された診断書 等	随時(事由発生時随時)	1 か月超にわたり、疾病、介護、看護等を理由 に休職する場合、提出が必要です。医師の指示 等により産前休暇を分娩予定日の8週より前 (多胎児妊娠の場合は14週より前)に取得する 場合も提出が必要です。 ※復職する場合、復職予定日を記入した就労 証明書の提出が必要です。
育児休業	就労証明書	出産後 8 週間以内 (継続在所) 交代で取得される場合 等は取得時に随時	育児休業中の継続在所を希望される場合は、 育児休業期間・職場復帰日が記載された就労 証明書を提出してください。提出がない場合 は、保育要件が確認できないため退所となりま す。 父母ともに 1 か月以上の育児休業を取得する 場合は、提出が必要です。
結婚	①家族状況変更届 ②保育要件確認書類	随時(結婚後速やかに)	結婚相手の保育要件確認書類が必要です。
離婚	家族状況変更届	随時(離婚後速やかに)	離婚成立後、同居を継続している場合は同一 世帯として判断します。
家族状況	家族状況変更届、 利用者負担額等別居 監護申立書	随時(変更後速やかに)	出生、転居(祖父母と同居開始、終了等の世帯 員の一部転居含む。)、氏名変更等の変更
障害者手帳	障害者手帳写し	随時 (手帳交付、喪失後 速やかに)	新たに障害者手帳の交付を受けた場合や喪失 した場合は届出てください。
保育を必要 とする事由 の変更	保育要件確認書類	随時(変更後速やかに)	
確定申告の 修正等	—	—	保育幼稚園課に連絡してください。

14.2 退所

原則、月末退所となります。市内の幼稚園等への月途中の転所は認められません。
退所される場合は、在所中の施設に退所届を提出してください。

14.3 市外へ転出する場合



宇部市外へ転居した場合は、宇部市から転出した月の末日で退所となります。転出後も、継続して在所を希望される場合は事前に市役所保育幼稚園課及び転出先の自治体の保育所担当部署にご相談ください。

14.4 育児休業中の継続在所



基本的に育児休業中は保育所の利用は出来ませんが、子どもの環境を変えないという観点から、就労の要件で在所中の場合のみ、条件付きで継続在所が認められます。継続在所を希望される場合は、出産後1年以内(出産日から1年経過した翌月1日まで)に職場復帰する条件のもと、継続在所を承諾します。出産後**8週間以内**に**育児休業期間及び職場復帰日が記された就労証明書**を提出してください。

なお、育児休業中の継続在所期間は、保育短時間認定になります。

① 期間

育児休業中の継続在所期間は**最長1年間**(出産日から1年経過した日の属する月末まで)です。1年超の育児休業を取得される場合は継続在所できません。また、当初1年以内の職場復帰を予定していても、**出産日から1年経過した日が属する月の翌月1日までに従来の職場に復帰しないことが確定した場合は退所**となります。なお、育児休業から復職を伴わない求職活動認定はできません。

職場復帰時に育児休業対象児童(弟妹)の保育をどのようにされるか事前にご検討いただくようお願いいたします。兄弟が在所している施設への入所を希望する場合は「**8 兄弟姉妹の予約入所**」(7ページ)をご確認ください。

② 育児休業制度がない勤務体系の方

育児休業制度がない勤務体系の方については、出産を機に一旦退職されても、**出産後8週間以内**に1年以内に再就職することが確認できる就労証明書の提出があった場合のみ、継続在所を承諾します。

※1年後までに再就職(職場不問)する趣旨の申立書による継続在所はできません。

③ 育児休業中にご自宅で保育を行う方

育児休業を取得され、家庭保育のため産後期限で退所される方について、在所されていた保育所へ再度入所を希望される場合は優先的に入所選考します(市内在住者で、翌年4月に入所し職場復帰される場合に限る)。なお、育児休業中の入所はできません。

④ 産前産後期間の前に仕事を辞めた場合

産前産後期間の前に仕事を辞めた場合、原則として産前産後期間終了後に退所となりますが、産後期間終了後に求職活動を行う場合、求職活動の認定で保育所利用を継続することができます。ただし、認定期間は求職活動認定の有効期限内となります。

※在所中、一度も就労要件を満たしていない場合は、産前産後の期間終了後に退所となります。

14.5 長期欠席

長期欠席(最大3か月)が続くご家庭については、保育の必要性を再確認し、保育要件を欠くと判断した場合、退所していただくこととなります。ただし、児童が疾病等で入院している場合や里帰り出産に伴い、通所できない場合等、やむを得ない事情により通所できない場合は、長期欠席を認めます。

なお、欠席理由や期間に関わらず、在所中は利用者負担額をご負担いただきます。

15 保育必要量の変更時期



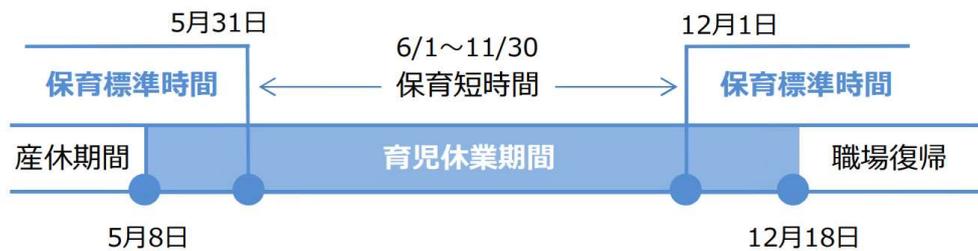
保育必要量の変更は、月途中の変更はなく、原則、月初となります。

15.1 出産 → 育児休業 → 職場復帰の場合

育児休業に入られると、それまで保育標準時間に該当していても、**保育短時間**に認定が変更となります。認定変更の時期は、育児休業に切替わる日の翌月初日からとなります。

一方、育児休業期間が明け、職場へ復帰される場合は、就労状況等で保育必要量を再度認定しますが、保育標準時間に変更となる場合は復帰日の属する月の月初となります。

例)産後 8 週が 5 月 8 日である場合、5 月 31 日までは保育標準時間となります。復帰日が 12 月 18 日で就労状況により保育標準時間となる場合は、12 月 1 日から認定が変更となります。



15.2 求職活動 → 就労開始(標準認定)の場合

求職活動(短時間)で入所中の保護者が標準時間認定となる職に就き、月途中から就労開始となった場合、認定変更は翌月初日からとなります。

※認定変更には就労証明書の提出が必要です。

※就労証明書を提出したうえで、翌月からの認定変更となります。

保育短時間帯での送迎ができない場合は、延長保育で対応いただくことになります。

例)11 月 5 日に就労が内定し、11 月 18 日に就労開始となった場合、11 月 30 日までは保育短時間となります。就労状況により保育標準時間となる場合は、12 月 1 日から認定が変更となります。



16 医療的ケア児



本市では、医療的ケアが必要な児童の家庭で保育が必要な状況にある場合に、適切な保育環境を整えて安全に受け入れを行うために、「医療的ケア児の保育所受入れガイドライン」を策定し、公立保育所で医療的ケア児の受け入れをしています。

利用方法につきましては、宇部市ウェブサイトをご確認ください。



医療的ケア児保育支援
(宇部市ウェブサイト)

17 病児・病後児保育、休日保育



17.1 病児・病後児保育

病気や回復期にあるお子さんを保護者の勤務等の事情により家庭で保育することができず、かつ病気や病気の回復期にあるために、集団保育を受けることが困難な場合、ご家族に代わって一時的に保育します。

利用方法につきましては、宇部市ウェブサイトをご確認ください。



病児・病後児保育
(宇部市ウェブサイト)

実施施設	住所	電話番号
鈴木小児科 すくすくハウス	今村北四丁目 26 番 15 号	(0836)54-4539
金子小児科 かねこキッズルーム	上町一丁目 6 番 16 号	(0836)22-8839
よしもと小児科 くまさん保育室	中尾一丁目 7 番 10 号	(0836)22-0557
かわかみ小児科クリニック キディハウスにここ	野原一丁目 5 番 6 号	(0836)36-2525
松岡小児科 スマイル	西宇部南四丁目 6 番 7 号	(0836)45-1313

17.2 休日保育(日曜・祝日)

日曜日・祝日に**保護者の仕事**により保育が必要となる場合に、宇部市立神原保育園で「休日保育(一時預かり(休日型))」を実施しています。

対象者は、宇部市在住で認可保育所、認定こども園(保育部分)、地域型保育施設を利用している方です。

利用方法につきましては、宇部市ウェブサイトをご確認ください。



一時預かり事業
(宇部市ウェブサイト)

18 お問い合わせ先

宇部市役所 保育幼稚園課

- ◆ 電話 : 0836-34-8327
- ◆ メール : kodo-fuku@city.ube.yamaguchi.jp

